

# THE RECORD

# 3

2001  
No.496

- 第15回日本ゴールドディスク大賞について
- サービス・プロバイダーの法的責任について
- 「日韓交流祭」開催される
- 統計資料—オーディオレコード新譜数の推移

# 第15回日本ゴールドディスク大賞授賞式について

当協会主催「日本ゴールドディスク大賞」の第15回授賞式を以下の通り実施致します。

当協会では、昭和62年から「日本ゴールドディスク大賞」を制定し、当該年度のレコード産業に大きく貢献したアーティスト及び作品に対し「大賞」ほか「各賞」を贈呈・顕彰してきました。この賞の特色は、「選定基準を客観的な正味売上数字だけとする」ことです。

例年通り、授賞式はセレモニーと授賞アーティストによるライブ演奏とで構成され、その模様はNHK衛星第2放送にて生中継される予定です。

現在、当協会ホームページ「Jmusicサーチ」(<http://www.jmusic.ne.jp/>)では、特集として同授賞式をとりあげており、授賞候補作品がご覧いただけます。授賞式終了後には、授賞一覧はもちろん、授賞式風景の画像もアップロードされますので、あわせて是非お楽しみください。

## 記

■ 日時 平成13年 3月14日(水)

開場午後 6時00分

開演午後 7時00分

終演午後 9時20分(予定)

■ 会場 NHKホール(東京・渋谷)

■ 放送予定

・NHK衛星第2テレビ

平成13年 3月14日(水) 午後7時～

・NHK総合テレビ

3月17日(土) 午後10時20分～

・デジタルハイビジョン

3月24日(土) 時間未定

■ Jmusicサーチ

翌15日(木) 午前0時から一覧公開

■ 問い合わせ先

(社)日本レコード協会 TEL 03-3541-4411

## 第15回日本ゴールドディスク大賞各賞一覧

賞名		
ニュー・アーティスト・オブ・ザ・イヤー	邦楽	期間中にデビューしたアーティストで、売上数字上位より5名
	洋楽	期間中にデビューしたアーティストで、売上数字上位より1名
ソング・オブ・ザ・イヤー	邦楽	ミリオンセラーの全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
	洋楽	50万枚以上の全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
ソング・オブ・ザ・イヤー(演歌/歌謡曲部門)	—	ミリオンセラーの全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
ロック・アルバム・オブ・ザ・イヤー	邦楽	ミリオンセラーの全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
	洋楽	50万枚以上の全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
ポップ・アルバム・オブ・ザ・イヤー	邦楽	ミリオンセラーの全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
	洋楽	50万枚以上の全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
クラシック・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	
ジャズ・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	
インストゥルメンタル・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	
演歌/歌謡曲・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	邦楽でミリオンセラー、洋楽で50万枚以上の全ての作品。該当作がない場合は売上数字が最も高い作品。
アニメーション・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	
純邦楽・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	
企画・アルバム・オブ・ザ・イヤー	—	
ミュージック・ビデオ・オブ・ザ・イヤー(短編)	邦楽	期間中に発売された当該ジャンルの作品で、売上数字が最も高い作品
	洋楽	
ミュージック・ビデオ・オブ・ザ・イヤー(長編)	邦楽	
	洋楽	
アーティスト・オブ・ザ・イヤー	邦楽	期間中の売上数の最も多いアーティスト各1組
アーティスト・オブ・ザ・イヤー	洋楽	

## 関東地区はじめてのカラオケ教室「著作権講習会」他

### 「第19回税務研修会」開催

2月8日(木)、当協会において、本年度で第19回目となる税務研修会が開催されました。

当日は、東京国税局調査第三部の秋山部長を始め、調査第三部調査第32部門の細貝統括国税調査官、畠中総括主査、調査第一部調査審理課野原主査らを講師にお招きし、「最近の税務調査から見た問題点」や、「平成12年度法人税関係法令の改正で特に留意すべき事項」等についての講演をいただきました。

当協会会員社からは約40名の経理担当者が参加、約90分に亘る解説等の聴講後、引き続いて質疑が受け付けられ、いくつかの質問が出されました。回答については後日国税局から頂けることになっています。

昨今の経済情勢下で、様々な会計基準が変わり、それに伴い税法も改正されて、正確な税務処理や経理処理がますます要求される中、各社経理担当者の関心は高く、この研修会でより理解を深めることができました。

### カラオケ対策委員会

#### 関東地区で初めてカラオケ教室「著作権講習会」を開催

カラオケ教室不法録音物対策委員会は、「不法録音」を無くすために、著作権思想の普及と啓蒙を目的にさまざまな広報活動を展開しており、その一環として全国各地にて、著作権講習会を開催しています。

これまでは主に名古屋以西を開催地としてきましたが、今回はじめての関東地区でのカラオケ教室を主体とする講習会を去る1月27日(土)に、千葉県松戸市のカラオケスタジオ「飯星歌謡スタジオ」にて開催しました。

当日の関東は、何年ぶりかの大雪にみまわれ、交通機関が大幅に乱れるなどの悪条件の中にもかかわらず、18名の松戸市内近郊のカラオケ教室、スナック・喫茶の関係者が出席しました。

委員会からは講師として(社)日本音楽著作権協会 三津木演奏部長、当協会より東京調査室 高橋総括室長、特別業務部 露木課長代理と米内部員が参加し、委員会の設立経緯と現状までの活動状況とカラオケ教室やスナック・喫茶に関連する著作権法の説明が行われました。

近年カラオケ教室やスナック・喫茶等にかかわる著作権に関してその関係者のみならず一般大衆にもその関心は高まっており、参加者からは演奏使用料の具体的な手続き方法やその窓口についての質問があり、カラオケ対策委員会からの説明に熱心に耳を傾けていました。

最後に「不法録音カラオケテープ撲滅キャンペーン」の主旨について理解と協力を求め、約1時間強に及ぶ講習会は成功裡に終了しました。

今回の講習会は、松戸市の社会教育課公式認定団体である「松戸市民カラオケ歌謡協会」が主催となり開催が実現したもので、関東地区での開催がなかなか実施できなかったカラオケ対策委員会としては、この開催を期に千葉県内のみならず関東地区各地にまでこの講習会の開催を実現させていく予定です。

このような講習会は権利者側と一般大衆側が実際に膝を交えた上での啓蒙活動であり、その効果がすみずみまで行き渡ることが実感できる場です。またそのような著作権思想の普及・啓蒙によって音楽産業の更なる発展と健全な音楽環境の育成に寄与されることを目的としており、今後も引き続き実施していく事が望まれます。

今後はこの松戸地区から周辺地区である野田、柏、船橋、沼南地区へ波及させ順次講習会の実施を図る予定です。

### DVDオーディオ対応の音楽ソフト順次発売

人間の耳に聞こえる範囲を超える高周波の音を記録できることで、高音質でより自然な音の再現を可能とする「スーパーオーディオCD」が一昨年の5月21日にソニー・ミュージックエンタテインメント社から発売されて以来、今日までに既に160タイトル以上が発売されています。

一方、同様のコンセプトで企画された「DVDオーディオ」対応の音楽ソフトも、昨年4月26日に最初にパイオニア社から発売された後、ワーナーミュージック・ジャパン社から12月19日より輸入盤として国内発売が開始され、また、本年3月1日からは、日本コロムビア社からも国内盤による対応ソフトが発売されることになり、4月末までには、約50タイトルになる予定です。

## サービス・プロバイダーの法的責任について

インターネット等のインタラクティブ・ネットワーク上でサービスを提供する事業者（サービス・プロバイダー＝SP）の法的責任の在り方について、世界中で法制化が進められています。

アメリカにおいては、既に1998年に成立したデジタル・ミレニアム著作権法の中で法制化が行われ、既に実施されています。

また、ヨーロッパでは、「域内における電子商取引の特定の法的側面に関するEUディレクティブ」に基づいて各加盟国においてその法制化が検討されています。

日本においても、インターネットの普及と共に、同様の法制化に向けた検討が幾つかのグループによって検討されてきています。

昨年後半から今年初めにかけて、「産業構造審議会情報経済部会（経済産業省）」の検討に基づいて第二次提言案が、「著作権審議会第1小委員会専門部会（救済・罰則等関係）（文化庁）」の検討に基づいて中間報告が、「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会（総務省）」の検討に基づいて報告書がそれぞれ公表され、各検討グループを所管する担当省庁はそれに対するパブリック・コメントを募集しました。

当協会は、上記全ての検討に対して意見書を提出しました。

### 著作権分野におけるSPの責任の法制化について

日本におけるSPの法的責任に関する法制は、横断的なものとなる可能性が高く、経済産業省、法務省、文化庁等の意見を聞きながら、総務省が法案を作成することになる模様です。

当協会は、レコード製作者の立場から、レコード音楽のネットワーク上での違法利用に対して、有効な対抗措置が講じられ、音楽関係者の権益が十分に保護される法制が必要であるとの基本的考えを持っています。

しかし、一般的な情報とレコードでは、その保護利益が異なるため、横断的な法制になった場合、音楽分野における権利侵害に対して十分な対応ができるかどうかの懸念があります。

ネット上の音楽流通を考える場合、SPの責任に関する法制化に当たっては、過失責任原則が採用されるべきであると考えます。従って、SPに積極的な監視義務を課すことは、過大な責任を負わせることとなるため、その必要はないと考えます。

以上の原則に立って、この問題の法制化について、当協会は以下のとおり考えます。

### 1. ノーティス・アンド・テイクダウン

音楽ファイルがネット上にアップロードされた場合、現在のようにファイル交換が可能なネット環境では、音楽ファイルが違法にネットワークにアップロードされた途端、相当数のダウンロードが行われ、そのような違法音楽ファイルが短時間のうちに増殖していきます。従って、このような違法音楽ファイルは可能な限り短時間でネット上から削除される必要があります、この点を最重要視してノーティス・アンド・テイクダウン（通知に基づく削除）の法制化が考えられることを望みます。

### 2. 発信者情報の開示と発信者情報の収集

権利侵害が発生した場合、権利者が侵害者に対して法的手段が必要となるケースが考えられますが、スピーディな対応をするためには、発信者情報を知る必要があります。従って、迅速な情報開示請求手続が法制化される必要があります。

SPが情報開示をすることとされた場合に、迅速な情報提供を可能とするために、開示すべき情報がSPによって収集されている必要があります。

### 3. 差し止め命令手続の法制化

著作権分野で権利侵害が発生した場合、現行著作権法では、侵害者本人のみに対する差し止め命令を裁判所に請求することが可能であると考えられます。

しかし、権利者が侵害者を特定することは非常に難しいため、現行著作権法の差し止め命令手続では実効性がありません。従って、ネット上での著作権分野の侵害行為については、侵害情報を知り得るのがSPのみであることに鑑み、前述のノーティス・アンド・テイクダウン手続の他、裁判所を介した手続として、違法音楽ファイルの削除含め、SPに対する差し止め命令手続が法制化される必要があります。

インターネットのような国境のないネットワークにおいては、デジタル化されたコンテンツの流通範囲をコントロールすることが不可能であるため、ネット環境については、国際的な法制との調和が考えられる必要があります。それは、或る国の法律では権利侵害行為に当たるが、別の国では侵害に当たらないというような矛盾が生じた場合、法的権利保護は全く無力になってしまうからです。

IFPI（国際レコード産業連盟）は、世界のレコード産業を代表し、国際的に採用されるべき対策として、

技術的保護手段に対するSPの協力義務が必要であることを主張しています。

これは、ネット上で合法的に音楽を配信する際、権利者はそのコンテンツに技術的保護手段を使用し、合法的な利用者のみがそれにアクセスできるよう安全策を講じています。このような技術的保護手段は、合法的なネット環境を醸成するために必要なものであるために、保護手段の回避を排除するために、SPも必要な協力義務を負うべきであるとの考えによるものです。

従って、著作権分野におけるネットワーク上の法的保護については、引き続き海外の動向を踏まえながら法制化に向けた検討が行われることが望まれます。

## アジア知的所有権シンポジウム2001

著作権と商標権に関する9団体等で構成する不正商品対策協議会（不正協）は、2月9日、グランドアーク半蔵門において「アジア知的所有権シンポジウム2001～21世紀、IT社会における新たな挑戦～」を開催しました。

同シンポジウムは3つのセッションと特別講演で構成されました。

第1部「実演とブランド商品の本質とその価値」、第2部「IT時代の光と影」、第3部は「アジアにおける知的財産保護・啓発の共有～アジア不正商品対策機構設立に向けて～」をテーマにパネリストによるプレゼンテーション、ディスカッションが行われました。

第2部でプレゼンテーションを行った、コンピュータソフトウェア権利保護団体のBSA（Business Software Alliance）のクルーガー副会長は、インターネット上の不正コピーソフトの取り締まりについて、「米国では1998年にDMCA（デジタルミレニアム著作権法）が施行され、著作権侵害行為に対してISP（インターネット・サービス・プロバイダー）やオークションプロバイダーの責任をある程度問えるようになり、成果を上げている。しかし、どんなに刑事罰を強化しても、すべての著作権侵害行為を取り締まることが出来るわけではなく、結局はユーザーの知的財産に対する意識の向上が大切だ」と強調しました。

また、経済産業省顧問荒井寿光氏（前通商産業審議官・元特許庁長官）による特別講演では、「ニセモノ対策は皆さんも主役」と題して、侵害商品に対する日本政府の取組みについて実例を挙げながらの説明や、海外における日本企業のエンフォースメントに強い期待が寄せられていることなどが報告され、非常に興味深いものとなりました。

なお、このシンポジウムは本年度で第3回目の開催と

なりますが、約360人の来場者を数え、成功裡に終了しました。



## ビデオ共同キャンペーン 「買って見タイ2001」好評理に終了

「ビデオ共同キャンペーン“買って見タイ2001”～あなたが選ぶビデオソフト・オブ・ザ・イヤー～」は1月末日をもって終了致しました。

このキャンペーンは、当協会加盟各社の映像部門責任者で構成するビデオ部会が、レコード販売店での映像商品の販売についてのユーザー認知拡大並びにキャンペーン参加商品の拡売を目的として、毎年年末年始期に実施しているものです。1995年年末から実施され今回で6回目となりました。

当キャンペーンは、全国のキャンペーン参加販売店の店頭で、ポスター掲示、ポップ飾り付け、チラシ配布等を行い、キャンペーン参加商品36タイトルから「買って見タイ」作品1タイトルをユーザーが選び、ハガキで投票するものです。特に今回はチラシを例年より大判のA5片観音とし、紙面の充実をはかりました。

近年は、年末年始恒例のキャンペーンとしてユーザーの認知も高まっており、1月末日で締め切った応募総数は19,817通と、昨年の13,218通を上回る好結果となりました。

今回のキャンペーンでは、昨年同様DVDソフトの認知拡大を考慮し、投票者に対する景品をDVDプレーヤーまたはプレイステーション2（各10名様）としました。その他の景品には例年と同じく音楽ギフトカード（2,000円分を1,000名様）をお送りします。

また、昨年に引き続き販売店向けに店頭展開の写真コンテストを実施し、DVD機器を贈呈することとし、

・デオデオ津山店（岡山県津山市）

・（株）和田電器（京都府宇治市）

の2店が入賞されました。



## 「日韓交流祭 (The Japan-Korea Festival)」開催される

標記のフェスティバルが、2月16日(金)から2月25日(日)の間、韓国・ソウル市内の韓国総合貿易展示場(COEX)において開催され、財団法人音楽産業・文化振興財団がブースを出展しました。

韓国と日本は、1998年に日韓共同宣言を発表しており、その付属書「21世紀に向けた新たなパートナーシップのための行動計画」に、「2002年のワールドカップ共催を契機として、産業・技術・物産などを対象にする展示会等を相互に相手国で開催する」ことを盛り込んでいます。

当フェスティバルはこれを受けて開催されたもので、今回は日本貿易振興会主催、経済産業省後援で行われました。2000年からそれぞれ3回ずつ、日本国内で韓国文化の紹介、韓国国内で日本文化の紹介をするイベントが開催される予定になっています。

当財団のブースでは、演奏用CD試聴機6台(5連奏)、DVD視聴機3台を設置し、日本の音楽、映像を紹介したほか、大型モニターテレビによるミュージックビデオの上映なども行いました。

ブース内には、日本人アーティストのポスターを数多く展示し、インフォメーション・コーナーでは、昨年ソウル市内に開設した「日本音楽情報センター」、各関係団体のパンフレットなどを常備するなど、日本音楽産業の紹介に務めました。

春休み中ということもあって、当ブースには多くの人々が訪れ、熱心にモニターテレビや展示品を見ていました。

近年、インターネットの普及などにより情報の伝達速度は格段に早くなっています。特に若い世代は、正式にCDの販売がなされていない状況であるにもかかわらず、日本の音楽に非常に興味を持っており、かなりの情報を収集していることがうかがえました。

韓国政府は段階的に日本文化の開放を行っている最中で、昨年、日本人アーティストによる韓国内初のコンサートが開催されましたが、CDは未だに同国内では発売されていません。日本の音楽を紹介する今回のようなイベントも数少ないため、当ブースには各方面から多くの人々が訪れた他、現地のメディアからの取材も多く受けました。

当フェスティバルには多くの分野からブースが出展されたため、特定分野に興味のある人々にとっては印象の薄いイベントになってしまうのでは、と思われましたが、非常に多くの人々が来場し、日本文化に対する韓国の人々の興味の高さをうかがうことができました。

入場者は日を追って増加し、全会期10日間で10万5千人以上と、大変な盛況ぶりでした。

なかでも、当ブースへの来場者は格段に多く、日本の音楽への興味の高さが実感できるものでした。

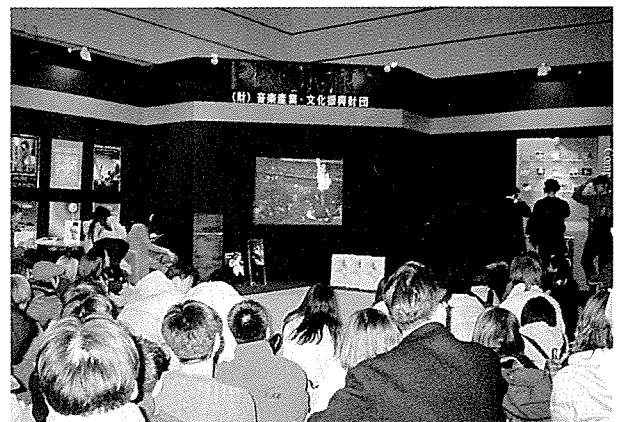
主な出展ブースは以下の通りです。

- ・ ロボット技術 (HONDA等)
- ・ 情報通信 (プレイステーション2、デジカメ、AIBO等)
- ・ 福祉・高齢化 (ヘルスケア、車椅子、マッサージ機等)
- ・ 環境 (エコロジー商品、ハイブリッドカー等)
- ・ 生活文化 (工芸、音楽、物産、観光等)

なお、この事業は社団法人私的録音補償会管理協会の「共通目的基金」による助成を受けて実施されました。



会場入口



モニターテレビのミュージックビデオに見入る人々

# 私的録音補償金の額の公示 他

## 私的録音補償金の額の公示

社団法人私的録音補償金管理協会は、著作権法の規定に基づき、平成13年度以降において、同法施行令に定められた特定機器により、同法施行令に定められた特定記録媒体に著作物、実演又はレコードを私的使用の目的で録音する場合の補償金（私的録音補償金）の額を定め、平成12年12月18日付けで文化庁長官から認可を受け、その額を次の通り公示しました。

なお、この公示額は平成12年度と同一額です。

○ 当該特定機器及び特定記録媒体の購入時に支払われる場合の私的録音補償金の額

### 1. 特定機器1台あたりの私的録音補償金の額

基準価格（製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格）に2%を乗じて得た額又は1,000円（デジタル録音機能2個を内蔵する機器にあっては、1,500円）のいずれか少ない額に、消費税相当額を加算した額。

### 2. 特定記録媒体1個あたりの私的録音補償金の額

基準価格に3%を乗じて得た額に、消費税相当額を加算した額。

## 当協会会員社関連

2月10日付で以下の会員社入退会がありましたのでご報告します。

退会：株式会社メルダック

入会：株式会社トライエム

トライエムはメルダックの事業をすべて継承しています。

## 当協会理事交替

当協会2月度理事会において、以下の理事交替が承認されました。

新理事 株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ  
代表取締役社長 松下 武義

前理事 株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ  
代表取締役 牧田 謙吾

## 会議メモ（主なもの）

（2月1日～2月28日）

2・1 60周年委員会

レンタル問題協議会

品質管理打合せ

2・2 技術委員会幹事会

2・5 共通目的事業検討会議

2・8 第19回税務研修会

日本GD大賞実行委員会

技術委員会

2・9 レコード制作基準倫理委員会

2・9 日本GD大賞審査部会

2・13 日本GD大賞審査部会

2・14 日本GD大賞実務担当者説明会

インターネット部会

著作権部会

2・15 日本音楽家ユニオン交渉

業務委員会

基礎知識講座プロジェクト

DIS-WG

2・16 DMI-WG

見本盤プロジェクト

2・19 ISRC専門部会幹事会

2・20 デジタル音楽情報委員会

2・20 営業部会

2・21 二次使用料委員会

再販問題研究プロジェクト

法務部会

貸レ連絡協議会

2・23 理事会

ビデオ部会

60周年委員会

2・26 JASRAC委員会

2・27 音楽ギフトカード委員会

法制委員会

2・28 JASRAC委員会



## ■アルバム (19作品)

## 【邦 楽】

## ●トリプル・プラチナ

THE GREATEST HITS/LOVE PSYCHEDELICO/  
2001.01.11 (V)

## ●ミリオン

ベスト!モーニング娘。1/モーニング娘。/  
2001.01.31 (EP)

## ●ダブル・プラチナ

THE BEST OF DETECTIVE CONAN ~名探偵コ  
ナンテーマ曲集~/V.A./2000.11.29 (ZA)  
LOVE LIFE/hitomi/2000.12.13 (AVT)

## ●プラチナ

Los angeles/ the brilliant green/  
2001.01.01 (SME)  
Very best/V6/2001.01.01 (AVT)

## ●ゴールド

CAR SONGS OF THE YEARS/奥田民生/  
2001.01.11 (SME)  
Be Happy/愛内里菜/2001.01.24 (GZ)

## 【洋 楽】

## ●トリプル・プラチナ

ア・デイ・ウィズアウト・レイン/エンヤ/  
2000.11.11 (WJ)  
BLACK & BLUE/BACKSTREET BOYS/  
2000.11.15 (AVT)

## ●プラチナ

ベスト・オブ・スティーヴィー・ワンダー/スティー  
ヴィー・ワンダー/1996.12.21 (UM)  
アバ・ゴールド/アバ/1999.04.21 (UM)

## ●ゴールド

ポスト/ビョーク/1995.06.16 (UM)  
スティング・イン・シネマ/スティング/  
1997.11.06 (UM)

カモン・オーヴァー/シャナイア・トゥエイン/  
1998.04.08 (UM)

クイーン・イン・ヴィジョン/クイーン/  
2000.06.28 (TO)

セルマ・ソングス~ミュージック・フロム・ダンサ  
ー・イン・ザ・ダーク/ビョーク/2000.08.30  
(UM)

Mama's Gun/エリカ・バドゥ/2000.11.18  
(UM)

J-EURO BEST/V.A./2001.01.11 (AVT)

## ■シングル (10作品)

## 【邦 楽】

## ●トリプル・プラチナ

M/浜崎あゆみ/2000.12.13 (AVT)

## ●プラチナ

fragile / JIRENMA/Every Little Thing/  
2001.01.01 (AVT)

ミニモニ。ジャンケンぴょん! / 春夏秋冬だいすっ  
き!/ミニモニ。/2001.01.17 (EP)

BRILLIANT/hiro/2001.01.31 (TF)

evolution/浜崎あゆみ/2001.01.31 (AVT)

## ●ゴールド

Last Smile/ LOVE PSYCHEDELICO/  
2000.11.01 (V)

幸せになるために/松任谷由実/2001.01.11  
(TO)

Purple The Orion/DA PUMP/2001.01.11  
(AVT)

come again/m-flo/2001.01.17 (AVT)

ラッキープール/JUDY AND MARY/  
2001.01.24 (SME)

※AR: アンティノスレコード/AVT: エイベックス/BG: ビーグラムレコーズ/BM: ルームスレコーズ/BMG: BMGFANハウス/C: 日  
本コロムビア/CA: カナリー企画/CR: 日本クラウン/CT: カッティング・エッジ/EP: ゼティマ/EW: イーストウエスト・ジャパン/  
FL: フォーライフレコード/GZ: ギザ/JE: ジャニーズ・エンタテインメント/JF: J-FRIENDS'P./K: キングレコード/ME: メルダック/  
MME: マーキュリー・ミュージックエンタテインメント/PC: ポニーキャニオン/PG: ポリグラム/PI: バイオニアLDC/PO: ポリドール/  
PS: ポリスター/PZ: ピザ・オブ・デス・レコーズ/SME: ソニー・ミュージックエンタテインメント/SN: SENHA & CO./TE: テイチクエ  
ンタテインメント/TF: トイズ・ファクトリー/TJC: 徳間ジャパンコミュニケーションズ/TO: 東芝EMI/UM: ユニバーサルミュージ  
ック/V: ビクターエンタテインメント/VAP: バップ/WJ: ワーナーミュージック・ジャパン/ZA: ヴァインレコーズ



### CD-R海賊版、仏レコードセールスに打撃

フランスの音楽業界は、CD-R家庭内海賊が売上げを減らしていると非難しています。SNEP（仏レコード協会）は、レコード売上の減少は目立たないがCD-R海賊版の状況は深刻だとMIDEMで述べました。

世界第5位の仏市場の2000年の売上げは、金額で1%（卸価格で約74億フラン〔10億米ドル〕）、数量で0.5%（約1.5億枚）減少しています。

SNEPは以下のように続けます。「今年のCD-Rブランクディスクの売上げは2億枚を超え、これが市場縮小の一因である。政府への要望は2つある。まず、音楽CDの付加価値税率を減らすことで消費者の負担を減らすべきである。次に1月1日に施行された補償金制度によって、ブランクディスクに対する補償金の支払いを徹底すべきである。また、業界の優先事項にはインターネットによるダウンロードを挙げられる。今年はこのダウンロードから収入を得ることを考えている。」

他の減少の要因として、アメリカのレコードの保護期間95年に対し、同国は50年と短期間であることを挙げました。売上げ分析として、金額による前年比はカセットが27%の減少、CDが1.6%の増加に留まったものの、国内レパートリーの売上げは過去最高の56.6%を占め、95年から約10%増加しており、創作力は健在であると述べました。

MIDEMを訪れていた仏文化相は、国内レパートリーの伸長と、仏音楽の輸出額約6.4億フラン（9,200万米ドル）を達成した産業の努力を賞賛しました。

（ビルボード 01.02.10）

### EU著作権指令、通過

著作権指令案が欧州議会を通過しました。

欧州議会は、この指令の目的は、情報化社会における製品とサービス（ネット上と物理上の両面）に関する著作権と関連権がEU市場に存在することを確実にするためのものであり、新技術の課題に対応できる法的枠組みを作ることであるとしています。

欧州は、この著作権指令によって初めて、いわゆる情報化社会における著作権運用の規定と調和のためのインフラを持つこととなりました。

この指令案の議会通過は、少なくとも、音楽業界には素晴らしい結果です。欧州議会は、オンライン環境における创作者の権利保護を大きく前進させる法制を承認したことになります。フランスの音楽権利者団体、SACEMは「政治家達は、他の経済連鎖のために创作者のみが経済的負担を負うというシステムは不可能であるという考えに至った」と評価しています。

指令案の評決の直前まで、様々な団体が指令の調整を行いました。IFPI（国際レコード産業連盟）の欧州事務所代表によると、放送事業者、通信事業者、民生用電機メーカー、図書館などから様々な改正案がよせられたようです。最も物議を醸した改正案は放送事業者が提出したもので、IFPIによると「放送事業者は“アーカイブ”と称するものへの新しいアクセスを欲していたが、これには定義がなく、過去の記録全てを包含する可能性があった。現在、放送事業者がアーカイブ素材を利用するには許諾が必要であるが、許諾無しでこれを利用できるようにする改正案は却下された。通信事業者は海賊版等を掲載した場合のサービスプロバイダーに対する禁止命令に制限を加えようとしたが、これも却下された。ハードウェア産業界も既存の法律を使って技術へのアクセスを制限しようとしたが失敗に終わった」と述べています。

継続的なロビー活動によって達成された権利者の成功について、IFPIバーマン会長は「全てが完璧とは言わないが、権利制限の対象となる私的複製の範囲が極めて限定された範囲であることと、私的複製以外の非常に限定された範囲が権利制限の対象とされたことに、我々は満足している」と述べました。

今回の指令を受けて、EU加盟国は18ヶ月以内に国内法を改正することになります。

このことは、EU各国のWIPO著作権条約と実演・レコード条約の批准を促すことになるでしょう。

（ビルボード 01.02.24）

## レコード生産実績

2001年1月度(01年1月1日～01年1月31日)

社団法人 日本レコード協会

数量：千枚・巻

単位

金額：百万円

表1. オーディオレコード

	1月実績							2001年(1月～1月)累計						
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比		
シングル	8cm CD	邦	618	2	12	274	1	8	618	2	12	274	1	8
		洋	1	0	7	0	0	6	1	0	7	0	0	6
		計	619	2	12	274	1	8	619	2	12	274	1	8
	12cm CD	邦	7,497	28	112	5,815	17	115	7,497	28	112	5,815	17	115
		洋	87	0	138	74	0	136	87	0	138	74	0	136
		計	7,584	29	112	5,889	17	115	7,584	29	112	5,889	17	115
	小計	邦	8,116	31	69	6,089	17	73	8,116	31	69	6,089	17	73
		洋	87	0	119	74	0	121	87	0	119	74	0	121
		計	8,203	31	69	6,163	18	74	8,203	31	69	6,163	18	74
12cmCD アルバム	邦	12,109	46	83	21,216	60	91	12,109	46	83	21,216	60	91	
	洋	4,688	18	91	6,715	19	88	4,688	18	91	6,715	19	88	
	計	16,797	64	85	27,931	80	90	16,797	64	85	27,931	80	90	
CD 合計	邦	20,225	77	77	27,304	78	86	20,225	77	77	27,304	78	86	
	洋	4,775	18	91	6,790	19	88	4,775	18	91	6,790	19	88	
	計	25,000	95	79	34,094	97	87	25,000	95	79	34,094	97	87	
アナログ ディスク	邦	114	0	76	126	0	77	114	0	76	126	0	77	
	洋	10	0	42	10	0	33	10	0	42	10	0	33	
	計	124	0	72	136	0	70	124	0	72	136	0	70	
カセット テープ	邦	1,195	5	75	865	2	78	1,195	5	75	865	2	78	
	洋	4	0	107	4	0	130	4	0	107	4	0	130	
	計	1,199	5	75	869	2	78	1,199	5	75	869	2	78	
総合計	邦	21,534	82	76	28,295	81	86	21,534	82	76	28,295	81	86	
	洋	4,789	18	91	6,804	19	88	4,789	18	91	6,804	19	88	
	計	26,324	100	79	35,099	100	86	26,324	100	79	35,099	100	86	

表2. ビデオレコード

	1月実績						2001年(1月～1月)累計					
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
DVD	1,893	62	267	3,763	41	210	1,893	62	267	3,763	41	210
LD・その他	192	6	81	315	3	72	192	6	81	315	3	72
テープ	986	32	60	4,994	55	109	986	32	60	4,994	55	109
合計	3,071	100	118	9,072	100	133	3,071	100	118	9,072	100	133

表3. オーディオ/ビデオ合計

	1月実績						2001年(1月～1月)累計					
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
オーディオ	26,324	90	79	35,099	79	86	26,324	90	79	35,099	79	86
ビデオ	3,071	10	118	9,072	21	133	3,071	10	118	9,072	21	133
合計	29,395	100	82	44,170	100	93	29,395	100	82	44,170	100	93

&lt;参考&gt;表4. 複合型CD (CD-G、CD-I、CD-ROMなど)

	1月実績						2001年(1月～1月)累計					
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
邦盤	9,834	100	84	1,210	100	97	9,834	100	84	1,210	100	97
洋盤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9,834	100	84	1,210	100	97	9,834	100	84	1,210	100	97

備考 1. 本年実績は、会員会社「24社」の集計である。当会員会社が受託した非会員社からの販売委託分を含む。  
2. 単位未満四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

オーディオレコード新譜数の推移

本号は、1年間に発売されるオーディオレコードの新譜数の推移を図と表により紹介します。

図 種類別オーディオレコード新譜数の推移

単位:枚(巻)

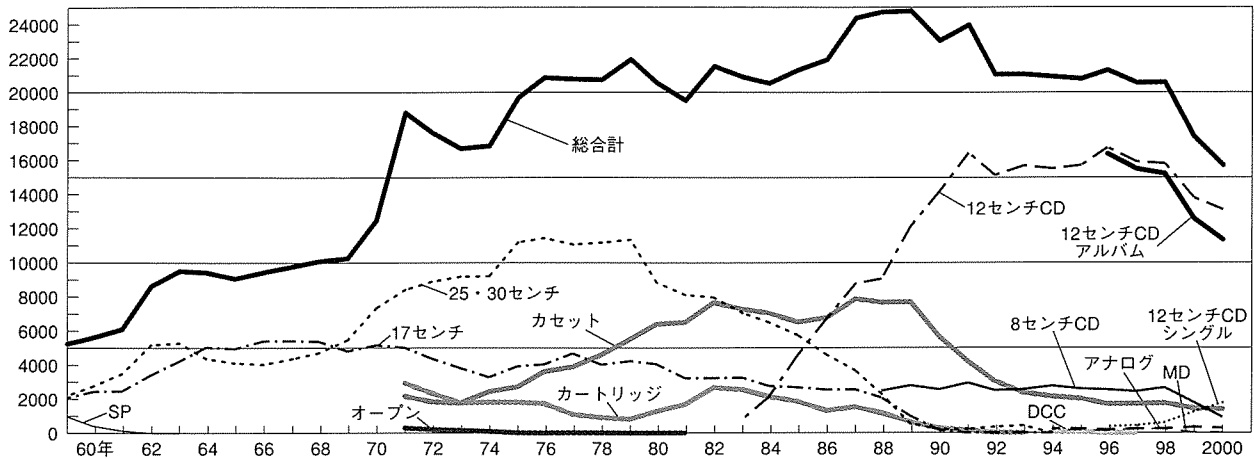


表 種類別オーディオレコード新譜数の推移

単位:枚(巻)

西暦	SP	アナログディスク		8センチCD	12センチCD		カセット	カートリッジ	オープン・リール	合計
		17センチ	25・30センチ		シングル	アルバム				
1959	964	2,074	2,202							5,240
1960	414	2,433	2,769							5,616
1961	139	2,475	3,483							6,097
1962	15	3,425	5,187							8,627
1963		4,231	5,281							9,512
1964		5,053	4,379							9,432
1965		4,954	4,111							9,065
1966		5,414	4,030							9,444
1967		5,416	4,366							9,782
1968		5,382	4,704							10,086
1969		4,807	5,451							10,258
1970		5,159	7,346							12,505
1971		5,006	8,415			2,162	2,933	295		18,811
1972		4,378	8,884			1,834	2,353	211		17,660
1973		3,818	9,186			1,767	1,781	157		16,709
1974		3,286	9,210			2,437	1,821	106		16,860
1975		3,930	11,198			2,720	1,816	23		19,687
1976		4,042	11,452			3,614	1,746	15		20,869
1977		4,681	11,075			3,891	1,110	26		20,783
1978		4,021	11,185			4,607	915	15		20,743
1979		4,233	11,358			5,526	818	3		21,938
1980		4,049	8,851			6,393	1,270	1		20,564
1981		3,224	8,119			6,504	1,672			19,519
1982		3,224	7,965			7,674	2,667			21,530
1983		3,246	7,052		788	7,277	2,543			20,906
1984		2,761	6,503		2,097	7,047	2,133			20,541
1985		2,668	5,750		4,546	6,504	1,845			21,313
1986		2,535	4,593		6,719	6,768	1,310			21,925
1987		2,547	3,661		8,772	7,872	1,520			24,372
1988		2,066	2,299	2,468	9,053	7,671	1,164			24,721
1989		993	528	2,780	12,155	7,691	642			24,789
1990		155	198	2,549	14,203	5,655	276			23,036
1991		0	229	2,933	16,451	4,188	160			23,961
1992		4	350	2,502	15,135	3,049	24			21,064
1993	MD	9	439	2,556	15,697	2,362		DCC		21,063
1994	177	258		2,761	15,527	2,142		65		20,930
1995	159	245		2,592	15,722	2,015		64		20,797
1996	117	183		2,540	371	16,385	1,702		2	21,300
1997	252	242		2,431	428	15,497	1,710			20,560
1998	119	248		2,659	599	15,208	1,746			20,579
1999	33	334		1,795	1,225	12,573	1,436			17,396
2000	17	285		909	1,760	11,337	1,395			15,703

## レコード・CDの再販制度は、 日本の音楽文化を育てています。

再販制度により、日本では数多くの作品が発表されています。  
それにより消費者（音楽ファン）には、「商品選択の場」が確保  
され、また、多くの作家、実演家には幅広いチャンスが与えら  
れるとともに、次世代を担う新しい才能が生まれています。

**RIA** Recording Industry Association of Japan 2001年3月号

発行人 富塚 勇

編集人 木村 三郎

発行日 2001年3月10日

発行 社団法人日本レコード協会

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル2F

TEL.03-3541-4411 (代)

FAX.03-3541-4460 (代)

URL:<http://www.jmusic.ne.jp/>